

## 再評価および対応方針（案）に対する意見

滋賀県公共事業評価監視委員会

番号	事業名	地域居住機能再生推進事業のうち 公営住宅等整備事業	事業主体	滋賀県・東近江市
	施設名	県営住宅大森団地、 東近江市営住宅新大森団地	施行箇所	東近江市

（意見）

本事業は、「滋賀県営住宅長寿命化計画」および「東近江市公営住宅等長寿命化計画」において建替と位置付けられた隣接する団地について、地域居住機能再生計画に基づき滋賀県と東近江市が一体的な整備を進めているものである。

両団地の良好な住環境への改善、災害時における団地全体の安全性の確保およびバリアフリー化を進める必要があり、また、重点区域内にある住戸数の適正化を図る必要がある。

事業に着手後5年を経過していることから、今後必要となる事業費で再度、残事業の費用便益を分析したところ、公営住宅整備事業に係る新規事業採択時評価手法で定められた目標値の0.8を超える0.96となることを確認した。

以上のことから、本事業を継続実施することが妥当であると判断する。